

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

秋田県教育委員会規則第三号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法施行細則（平成元年秋田県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

6 法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるもの（施行規則第十八条の四に規定する場合を除く。）の単位の修得方法は、別表第六に定めるところによる。

第十五条第二項第二号中「又は特別支援学校」を、「特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」に改め、「いう。」の下に「又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）」を加える。

第十六条第二項第二号及び第十七条第二項第二号中「学校法人」の下に「又は社会福祉法人」を加える。

第十八条中「別表第六」を「別表第七」に改める。

別表第六を別表第七とし、別表第五の次に次の一表を加える。

別表第六 法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるもの（施行規則第十八条の四に規定する場合を除く。）の単位の修得方法（第十

	高等学校 教諭一種 免許状	高等学校 教諭一種 免許状	高等学校 普通免許状	高等学校 教諭 ○	三
	中学校教諭普 通免許状（二 種免許状を除 く。）	中学校教諭普 通免許状（二 種免許状を除 く。）	中学校教諭普 通免許状	○ 一 二	五
				二 一 〇	一
				一 一 二	
				一 一 一	
				一 一 二	一
				二 二 二	
				四 六 八	
				二 三 四	
				五 六 九	七
				六 九 一二	

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。